

---

# 大阪金属問屋厚生年金基金

～方向性再考に向けて～

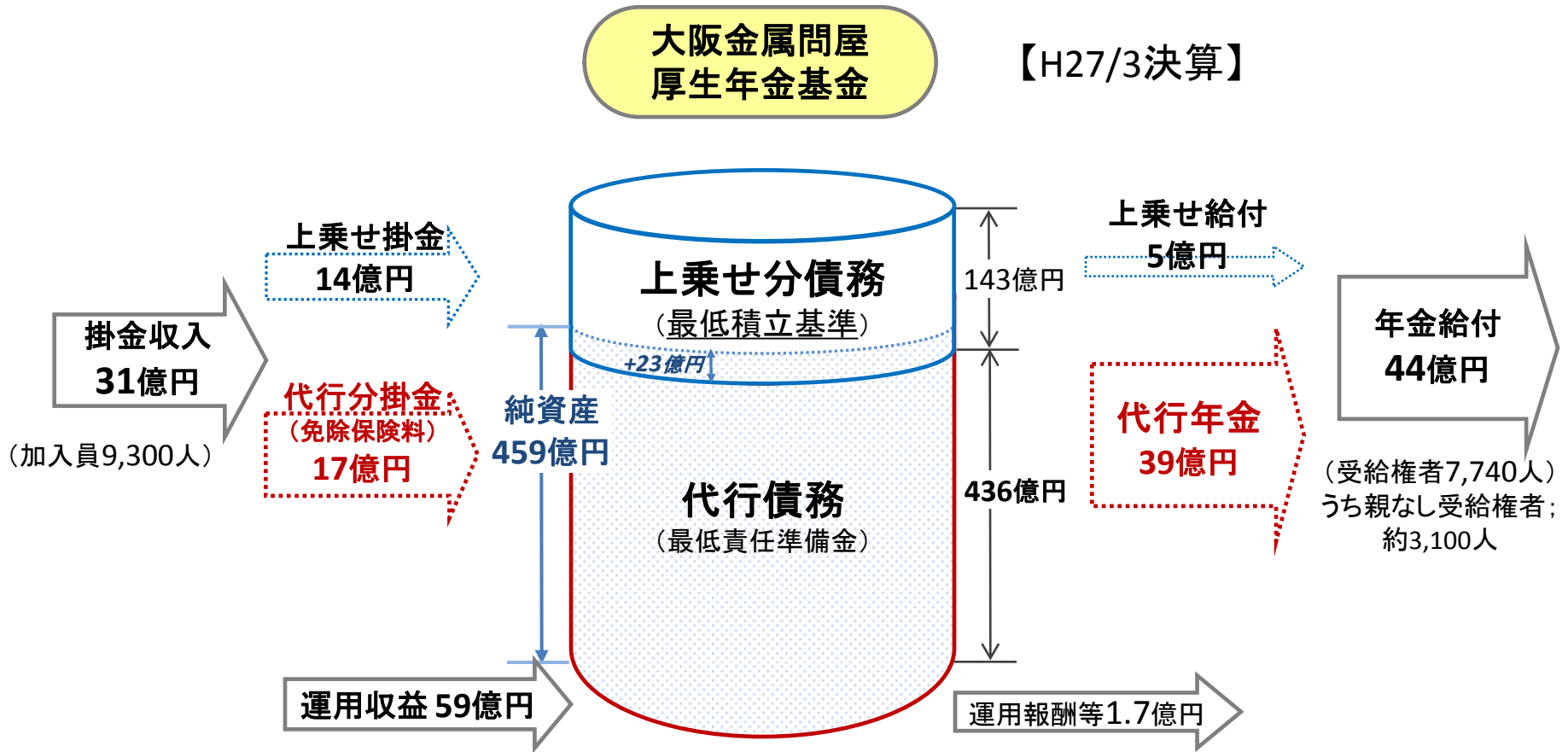
＊補足説明資料＊

2016年6月1日

ダイキン基金・有志企業勉強会

(メンバー会社;9社、業務委託先;オーヴァル・リスクマネジメント社)

# 1. 資金の流れ



基礎収支赤字▲13億円(その原因は、**代行部分赤字▲22億円**)を、  
資産運用収益でカバーする構造。⇒**資産増加は運用頼み**

# 1. 資金の流れ

《もし代行分がなかったら》



基礎収支黒字+9億円を毎年、確実に積立て可能。

早期解散して代行分を国に早期返還する方が、  
代行分の赤字(≒資金流出)を止めて、  
上乗せ分資産の安全確実な増加となる。

# 2. 財政シミュレーションから

[平成27年10月・代議員会資料より]

[単位:億円]

## 【シミュレーション1】

前提: 基金利回りが「厚生年金利回り+1%」

年度	H26決算	H27	H28	H29	H30
掛金等収入	35	30	30	30	31
運用収益		18	20	21	22
給付等支出	45	47	47	47	47
年金資産①	459	460	463	468	474
最低責任準備金②	436	427	418	411	404
上乗せ資産 [①-②]	23	34	45	57	70

+11億円 +11億円 +12億円 +13億円

**+47億円**

上乗せ掛金・14億円/年 × 4年 = **56億円**

## 【シミュレーション2】

前提: 基金利回りが「厚生年金利回りと同じ」

年度	H26決算	H27	H28	H29	H30
掛金等収入	35	30	30	30	31
運用収益		13	15	16	17
給付等支出	45	47	47	47	47
年金資産①	459	456	454	454	444
最低責任準備金②	436	427	418	411	404
上乗せ資産 [①-②]	23	29	36	43	50

+6億円 +7億円 +7億円 +7億円

**+27億円**

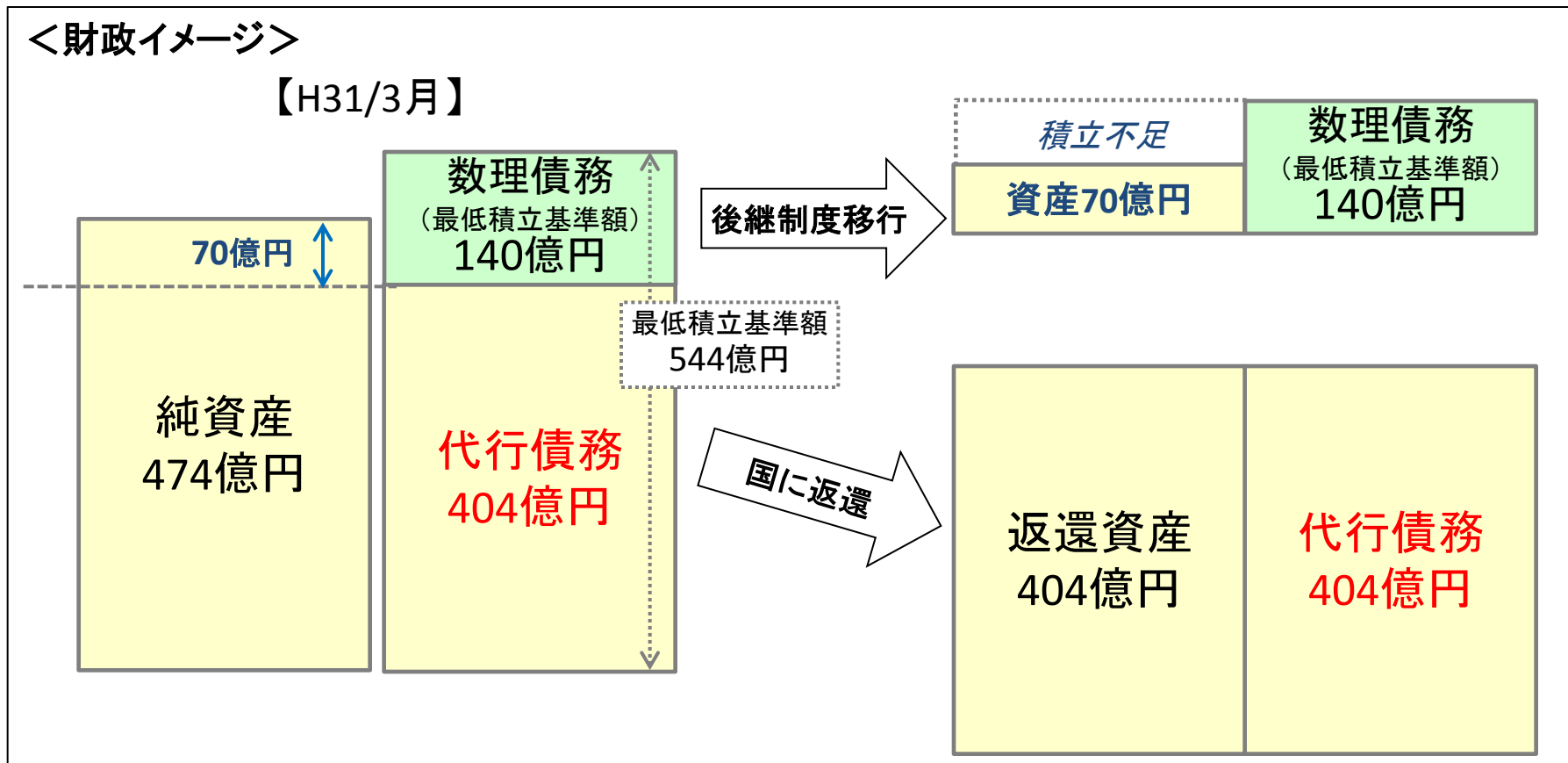
運用収益がプラスなのに、資産増加分は上乗せ掛金拠出累計額を下回る。

# 2. 後継制度の問題点①

[平成27年10月・代議員会資料より]

[単位:億円]

※4年後に上乗せ資産が70億円まで回復した場合:



## 2. 後継制度の問題点②

[平成27年10月・代議員会資料より]

[単位:億円]

※4年後に上乗せ資産が70億円まで回復した場合:

### <財政イメージ;パターン① 受給権保全>

後継制度開始【H31/4月】

積立不足

資産70億円

数理債務  
(最低積立基準額)  
140億円

- 掛金;標準掛金0.8%+特別掛金2.0%(9年償却)
- 給付額モデル;20歳加入、給与30万円、利率2%



- 一時金(退職時);10年加入... 39.8万円  
20年加入... 88.3万円  
30年加入...147.5万円

### <給付と負担のバランス>

➢ モデル;20歳加入(入社)、平均給与30万円、利率2%:

- 10年加入(30歳退職)...一時金 39.8万円 ⇔ 掛金総額 93.6万円 ⇒ **▲53.8万円**
- 20年加入(40歳退職)...一時金 88.3万円 ⇔ 掛金総額122.4万円 ⇒ **▲34.1万円**
- 30年加入(50歳退職)...一時金147.5万円 ⇔ 掛金総額151.2万円 ⇒ **▲ 3.7万円**

**⇒制度開始から30年間の退職者には赤字給付(給付<負担)**

# 2. 後継制度の問題点③

[平成27年10月・代議員会資料より]

[単位:億円]

※4年後に上乗せ資産が70億円まで回復した場合:

<財政イメージ;パターン① 受給権保全>

後継制度開始【H31/4月】

➤ 掛金;標準掛金0.8%+特別掛金2.0%(9年償却)

⇒制度開始の時点から、積立不足(約70億円)を抱えているために、特別掛金負担が発生。この特別掛金が「赤字給付」の原因。

※「“受給権保全”のためには、やむを得ない」というものの一つの考え方。⇒“誰の受給権”を保全??

積立不足

資産70億円

数理債務  
(最低積立基準額)  
140億円

【H27/3月決算】

最低積立基準  
数理債務  
143億円

加入員分48億円

受給権者分95億円

(親なし受給権者分24億円)

“親なし受給権者”3,100人も含めた受給権者の受給権を保全する

### 3. 方向性再考のポイント

---

早期解散して代行分を国に早期返還する方が、代行分赤字(≡資金流出)を止めて、上乗せ資産の安全  
確実な確保になる。

後継制度は、親なし受給権者も含めた受給権を保全するために、制度開始から特別掛金負担があるので、  
向こう30年間の退職者は赤字給付になる。  
そんな後継制度に移行する企業が何社あるのか。



加入企業各社の意向と判断理由を明確にして、  
各理事・代議員の判断を要請する必要がある。